

<医師用>

意見書

大月保育園様

児童氏名

病名	
----	--

年 月 日から症状も回復し、集団活動に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関医師名印又はサイン

保育所及び幼稚園は、児童が集団で活動を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に活動できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での活動が可能な状態となってからの登園であるようご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症 1日前から発しん出現後の 4日後まで	解熱後 3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあっては、3 日を経過するまで）
新型コロナウイルス感染症 ※	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること※無症状の感染者の場合は、5 日を経過すること
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髓膜炎菌性髓膜炎		医師により感染の恐れがないと認められるまで

※当様式は、厚生労働省発出『保育所における感染症対策ガイドライン（2023 年改定版）』に基づき作成しています。